

## 政務調査費に係る制度改正について

地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）が平成 24 年 9 月 5 日に公布され、政務調査費について改正が行われたところ。

### 1. 法改正の概要〔裏面参照〕

#### (1) 政務調査費に係る改正の内容

- ア その名称が「政務調査費」から「政務活動費」に改められた。
- イ その用途につき、「調査研究」に加え、「その他の活動」が加えられた。
- ウ 「額及び交付の方法」に加え、「政務活動費を充てることができる経費の範囲」が条例規定事項とされた。
- エ 議長は、政務活動費の用途の透明性の確保に努めるものとされた（現行規定で収支報告は議長に提出）。

#### (2) 施行日

政務調査費に係る改正は、「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行（一部を除き公布日施行）。

#### (3) 経緯

第 180 回国会に閣法 60 として提出。原案には、政務調査費に係る改正はなく、衆議院にて修正され、追加されたもの。

### 2. 改正の必要な例規類

本件制度改正に伴い、次に掲げる例規類について改正が必要となる。条例改正については、本年 12 月議会に提案する予定としているところ。

- (1) 多治見市議会基本条例（平成 22 年条例第 11 号）  
第 8 条（政務調査費）〔名称、用途、透明性について記述あり〕。
- (2) 多治見市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 3 号）  
題名他で名称。第 5 条で用途基準。第 7 条で収支報告、第 9 条で情報の公開。
- (3) 多治見市議会政務調査費の交付に関する規則（平成 13 年規則第 16 号）  
題名他で名称。第 5 条並びに別表 1 及び 2 で用途基準。
- (4) 多治見市議会政務調査費の運用に関する規程（平成 13 年議会規程第 1 号）  
題名他で名称。第 3 条以下で収支報告。
- (5) 多治見市特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年条例第 23 号）  
第 2 条で名称。
- (6) 多治見市特別職報酬等審議会運営規則（昭和 39 年規則第 21 号）  
第 5 条で名称。

新旧対照表

地方自治法

発令 : 昭和22年4月17日法律第67号

新	旧
<p>〔調査・出頭証言及び記録の提出請求並びに政務調査費等〕</p> <p>第百条 ①～⑬ 略</p> <p>⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究<u>その他の活動</u>に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、<u>政務活動費</u>を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法<u>並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲</u>は、条例で定めなければならない。</p> <p>⑮ 前項の<u>政務活動費</u>の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該<u>政務活動費</u>に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。</p> <p><u>⑯ 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>⑰～⑳</u> 略</p>	<p>〔調査・出頭証言及び記録の提出請求並びに政務調査費等〕</p> <p>第百条 ①～⑬ 略</p> <p>⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究_____に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、<u>政務調査費</u>を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法_____は、条例で定めなければならない。</p> <p>⑮ 前項の<u>政務調査費</u>の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該<u>政務調査費</u>に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。</p> <p><u>&lt;新設&gt;</u></p> <p><u>⑰～⑱</u> 略</p>